

改正

昭和35年条例第20号
昭和39年条例第23号
昭和40年条例第15号
昭和45年条例第22号
昭和47年条例第5号
昭和49年条例第16号
昭和50年条例第35号
昭和51年条例第38号
昭和57年条例第6号
平成6年条例第26号
平成9年条例第12号
平成10年条例第13号
平成12年条例第35号
平成12年条例第63号
平成14年条例第14号
平成15年条例第12号
平成20年条例第55号
平成21年条例第34号
平成25年12月26日条例第38号
令和元年7月1日条例第30号
令和元年9月25日条例第46号

武蔵野市給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第24条）
- 第4章 料金及び手数料（第25条—第34条）

第5章 管理（第35条—第37条）

第6章 貯水槽水道（第38条—第41条）

第7章 罰則（第42条・第43条）

第8章 補則（第44条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）の水道の料金及び給水装置の工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 水道の給水区域は、武蔵野市全域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具、又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の承認等）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者は、その工事完了後直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が給水上特に必要があると認めた給水装置の改造又は修繕については、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管

理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、別に管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第8条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、次の各号の合計額とする。

- （1）材料費
- （2）運搬費
- （3）労力費
- （4）道路復旧費
- （5）事務費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

（工事費等の予納等）

第9条 管理者に第6条第1項の設計を申し込む者は、申し込みの際、設計費を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者は、申し込み後納入することができる。

2 管理者に第6条第1項の工事を申し込む者は、設計によつて算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

3 前項の工事費の概算額は、工事しゆん工後に精算する。ただし、精算により生じた還付又は追

徴する額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(工事費の分納)

第10条 前条第2項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関する限り、一時用給水のものを除き、管理者の承認を受けて、6か月以内において分納することができる。

(所有権の留保等)

第11条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費が完納になるまでは、その給水装置の所有権は市に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第12条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、市にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の責任とする。

(水道の管理上の整備工事)

第14条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由があると認めた場合は、給水装置の所有者、占有者その他の利害関係人の同意がなくても、給水装置を改造し、又は修繕することができる。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込み(第36条の2において「給水契約の申込み」という。)があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

(1) 給水装置が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合していないとき。

(2) 第4条第1項に規定する者が同項の承認を受けていないとき。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住す

る代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 第26条の4の規定により第26条の2及び第26条の3に定める料金が各戸に適用されることとなった共同住宅の水道使用者
- (3) 次条第2項の規定に基づき市が水道メーター（以下「メーター」という。）を設置した受水タンク以下の装置により水道を使用する者
- (4) 管理者が別に定める増圧給水設備以下の給水装置（次条第1項の規定によりメーターを設置したものに限る。）により水道を使用する者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市のメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 管理者は、使用水量を計量するため、特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に、市のメーターを設置することができる。
- 3 前2項のメーターの位置は管理者が定める。

(メーターの管理)

第19条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもつて、メーターを管理し、そのメーターをき損又は亡失したときは、市に、その損害を賠償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に水道を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 管理人又は代理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (4) 公共の消防用として水道を利用したとき。

(消防演習の立会)

第21条 消防演習に水道水を利用する者は、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第22条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し、又は漏れないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(給水停止等及び損害の責任阻却)

第24条 管理者は災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部又は一部につき、給水を停止し、又は水道の利用を制限することができる。

2 前項の給水停止又は利用制限についての必要な事項は、そのつど管理者が予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 第1項の給水停止若しくは利用制限又は断水により水道利用者等に損害が生ずることがあつても、市はその責任を負わない。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道利用者から徴収する。

2 第17条第1項第2号に定める者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合に

において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(基本料金)

第26条の2 基本料金は、給水管の呼び径（メーターの取付け部分の呼び径をいう。以下同じ。）

の大きさに応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の呼び径	基本料金
13ミリメートル	842円
20ミリメートル	1,123円
25ミリメートル	1,416円
30ミリメートル	3,416円
40ミリメートル	6,820円
50ミリメートル	21,301円
75ミリメートル	45,539円
100ミリメートル	94,016円
150ミリメートル	161,590円
200ミリメートル	352,560円
250ミリメートル	484,770円
300ミリメートル以上	807,950円

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の基本料金は、1月当たり842円とする。

(従量料金)

第26条の3 従量料金は、給水管の呼び径に応じ、1月当たり次の表のとおりとする。

給水管の呼び径	従量料金						
	使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	使用水量1,000立方メートルを超える分
25ミリメートル以下	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき

	トルにつき	トルにつき	トルにつき	メートルにつき	方メートルにつき	立方メートルにつき					
	22円	125円	170円	210円	280円	360円	410円				
30ミリメートル及び40ミリメートル	使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき				210円	使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき	280円	使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき	360円	使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき	410円
50ミリメートル及び75ミリメートル	使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき						360円	使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき	410円		
100ミリメートル以上	使用水量1立方メートルにつき								410円		

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業に水道を使用する場合の従量料金は、1月当たり5立方メートルを超え10立方メートルまでの使用水量1立方メートルにつき22円とし、1月当たり10立方メートルを超える使用水量1立方メートルにつき100円とする。

3 給水管の呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、使用水量1月当たり5立方メートルまでの分に係る従量料金は、無料とする。前項に規定する場合における使用水量1月当たり5立方メートルまでの分に係る従量料金についても、同様とする。

第26条の4 管理者は、共同住宅の各戸の水道使用者であつて管理者が定める基準に適合している者について特に必要があると認めたときは、その者の申請によつて各戸の水道使用者に第26条の

2 第1項並びに前条第1項に定める料金を適用することができる。この場合において、各戸の水道使用者が使用する給水装置の給水管の呼び径はその大きさにかかわらず、13ミリメートルとみなす。

(使用水量の計量)

第27条 管理者は、2月を超えない範囲内において、水道使用者ごとに月をもつて計量期間を定め、その期間ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に使用水量を計量する。

2 管理者は、必要があると認めたときは、第1項の定例日によらないことができる。

(料金の算定)

第28条 管理者は、水道の使用に係る料金を、前条の規定により計量した使用水量に基づき算定する。

(使用水量の認定)

第29条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、その使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があつたとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前回の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

(中途使用等の場合の料金)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、1月分として算定する。ただし、使用日数が15日以内の場合においては、基本料金は、1月分の2分の1の額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 月の中途において料率適用区分を異にすることになつた場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によつて算定し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によつて算定するものとする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 工事その他の事由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。ただし、届け出のない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、払込み、口座振替、集金又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により市長が指定をした者による納付の方法により、2か月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき10,000円
- (2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者に係る指定工事事業者証の再交付をするとき 1件につき2,500円
- (4) ア又はイに掲げる工事について第6条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）をするとき ア又はイに定める手数料
ア 新設又は全面改造工事 1件につき1,800円
イ アに掲げる工事以外の工事 1件につき1,000円
- (5) ア又はイに掲げる工事について第6条第2項の工事検査をするとき ア又はイに定める手数料
ア 新設又は全面改造工事 1件1回につき2,800円
イ アに掲げる工事以外の工事 1件1回につき2,200円
- (6) 第21条の消防演習の立会いをするとき 1回につき2,400円
- (7) 第36条の2第2項ただし書の規定による確認をするとき 1回につき22,000円

(料金、手数料等の減額又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減額又は免除することができる。

2 管理者は、水道使用者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者から申請があつたときは、その者の基本料金に100分の110を乗じて得た額を免除することができる。ただし、その者の給水管の呼び径が30ミリメートル以上であるものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受ける者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置について検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

- 2 管理者は、メーターの管理上又は点検上必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。
- 3 前2項に要する費用は、措置を受けた者の負担とする。

（給水の停止）

第36条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第9条第1項の設計費、同条第2項の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、第33条の手数料又は第37条第2項の切り離しに要した費用を、指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第35条第1項の検査若しくは第2項の調査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染の恐れがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (4) 水道使用者等が、水道の使用をやめたと認められるとき。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第36条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更

であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水装置の撤去義務及び切り離し)

第37条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者(以下「所有者等」という。)

は、当該給水装置を使用する見込みがなくなつたときは、あらかじめ管理者に届け出て、撤去しなければならない。

2 管理者は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めたときは、所有者等の同意がなくても、当該給水装置を配水管又は他の給水装置からの分岐部分から、切り離すことができる。この場合において、切り離しに要した費用は、所有者等の負担とする。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。

3 前項の規定により切り離した給水装置により、再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する管理者の責任)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、貯水槽水道の設置、管理、改修等に関する情報の提供を行うものとする。

(貯水槽水道に関する報告及び調査)

第39条 管理者は、前条の規定の施行に必要な限度において、貯水槽水道の設置者からその管理の

状況について報告を求め、又はその職員に、貯水槽水道の設置者の同意を得て、貯水槽水道の用に供する施設のある場所に立ち入り、その管理の状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(貯水槽水道の設置等の届出)

第40条 貯水槽水道を設置しようとする者は、あらかじめ貯水槽水道の所在地、設置者の氏名その他の管理者が定める事項を管理者に届け出なければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、前項の規定に基づき届け出た事項に変更があつたとき又は貯水槽水道を廃止したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(貯水槽水道に関する設置者の責任)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理の状況の検査を行う等必要な措置を講じ、当該貯水槽水道を適切に管理しなければならない。

第7章 罰則

(過料)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第12条第1項の給水装置の撤去、第18条第1項若しくは第2項のメーターの設置、第27条第1項の使用水量の計量、第35条第1項の検査若しくは第2項の調査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(料金を免れた者に対する過料)

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第8章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行について、必要な事項は、前章に定めるものを除き、管理者が定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、改正前の規定によりなされた承認、検査その他の処分または申込み、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定により、なされた処分または手続とみなす。

3 武蔵野市給水条例（昭和29年条例第5号）は、廃止する。

付 則（昭和35年9月30日条例第20号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

2 この条例適用の際、現に受付中の申込み、届出、その他の手続は、なお従前の例による。

付 則（昭和39年 3 月28日条例第23号）

この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和40年 4 月 1 日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした第39条に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和45年 5 月13日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年 4 月分の料金から適用する。

付 則（昭和47年 2 月16日条例第 5 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第25条第 2 項の改正規定、第26条の改正規定、第26条の次に 3 条を加える改正規定、第29条の改正規定、第30条の改正規定及び第34条第 2 項の改正規定は、昭和47年 4 月分から適用する。ただし、第26条の 3 第 1 項の規定は昭和49年 4 月分から適用する。
- 2 第26条の 3 第 1 項の規定の適用前の水量料金は、付則別表のとおりとする。付則別表中、給水管の呼び径30ミリメートル以上のものの 1 カ月当り 8 立方メートルまでの分にかかる水量料金は無料とする。
- 3 この条例施行の日の前日までに申込みを受けた検査等の手数料については、なお従前の例による。

付則別表

給水管の呼び径	水量料金			
	第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段
25ミリメートル以下	使用水量 8 立方メートルをこえ18立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 20円	使用水量18立方メートルをこえ30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 25円	使用水量30立方メートルをこえ50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 28円	使用水量50立方メートルをこえる分 1 立方メートルにつき 45円
30ミリメートル以上 50ミリメートル以下	使用水量 8 立方メートルをこえ50立方メートルまでの分 1 立方メートル	使用水量50立方メートルをこえ100立方メートルまでの分 1 立方メートル	使用水量100立方メートルをこえ 200立方メートルまでの分 1 立方メートル	使用水量200立方メートルをこえる分 1 立方メートルにつき

	につき 35円	ルにつき 45円	一トルにつき 50円	60円
75ミリメートル以上	使用水量8立方メートルをこえ50立方メートルまでの分1立方メートルにつき 40円	使用水量50立方メートルをこえ100立方メートルまでの分1立方メートルにつき 50円	使用水量100立方メートルをこえ200立方メートルまでの分1立方メートルにつき 60円	使用水量200立方メートルをこえる分1立方メートルにつき 70円

付 則（昭和49年3月30日条例第16号）

この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

付 則（昭和50年12月26日条例第35号）

改正

昭和51年条例第38号

- この条例は、公布の日から施行し、第26条、第26条の2、第26条の3第4項及び第34条第2項の改正規程は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、第26条の3第1項から第3項の改正規定は、昭和52年2月分から適用する。
- 隔月検針扱いのものについての前項ただし書の規定の適用にあたっては、その使用水量を計量する間の各月の使用水量は、均等に使用したものとみなす。
- 第26条の3第1項の改正規定の適用前の従量料金は、付則別表のとおりとする。
- 第26条の3第2項の改正規定の適用前の従量料金「50円」とあるのは、「15円」と読み替えるものとする。
- 第26条の3第3項の改正規定の適用前の従量料金「50円」とあるのは、「40円」と読み替えるものとする。
- 昭和51年1月分から3月分までの料金は、次の表の「条例第27条に規定する定例日」の欄の区分に応じ、それぞれ同表の「料金」欄に掲げる算式によつて得た額の合計額とする。

区分	条例第27条に規定する定例日	料金
1月分及び 2月分	51年2月1日～2月8日	改正前の算定料金× <u>60</u>
		改正後の算定料金× <u>0</u>
	51年2月9日～2月15日	改正前の算定料金× <u>52</u>
		<u>60</u>

		改正後の算定料金×	<u>8</u> 60
	51年2月16日～2月22日	改正前の算定料金×	<u>45</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>15</u> 60
	51年2月23日～2月29日	改正前の算定料金×	<u>38</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>22</u> 60
2月分及び 3月分	51年3月1日～3月7日	改正前の算定料金×	<u>31</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>29</u> 60
	51年3月8日～3月14日	改正前の算定料金×	<u>24</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>36</u> 60
	51年3月15日～3月21日	改正前の算定料金×	<u>17</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>43</u> 60
	51年3月22日～3月31日	改正前の算定料金×	<u>10</u> 60
		改正後の算定料金×	<u>50</u> 60

7 この条例施行の前に申し込みを受けた給水装置の新設等に係る手数料については、なお従前の例による。

付則別表

給水管の呼び 径	従量料金					
	使用水量10 立方メート ルを超え20 立方メート ルまでの分 1立方メー トルにつき	使用水量20 立方メート ルを超え30 立方メート ルまでの分 1立方メー トルにつき	使用水量30 立方メート ルを超え100 立方メート ルまでの分 1立方メー トルにつき	使用水量100 立方メート ルを超え200 立方メート ルまでの分 1立方メー トルにつき	使用水量200 立方メート ルを超え 1,000立方メ ートルまで の分1立方 メートルに つき	使用水量 1,000立方メ ートルを超 える分1立 方メートル につき
25ミリメート ル以下	40円	50円	65円	90円	110円	130円

30ミリメートル及び40ミリメートル	使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき 60円	使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき 90円	使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき 110円	使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき 130円
50ミリメートル及び75ミリメートル	使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき 110円			使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき 130円
100ミリメートル以上	使用水量1立方メートルにつき 130円			

付 則（昭和51年7月29日条例第38号）

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則（昭和57年3月10日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の2及び第26条の3の改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず第26条の2及び第26条の3の改正規定は、付則別表第1及び付則別表第2のとおりとし、昭和57年4月1日から適用する。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の施行日以後第27条の規定に基づき最初に算定する料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして算定する。
- 4 公布日前に申込みを受けた設計審査等に係る手数料については、なお従前の例による。

付則別表第1

給水管の呼び径	基本料金
13ミリメートル	440円
20ミリメートル	590円
25ミリメートル	740円
30ミリメートル	1,800円
40ミリメートル	3,500円
50ミリメートル	12,000円
75ミリメートル	25,000円
100ミリメートル	52,000円
150ミリメートル	88,000円
200ミリメートル	200,000円
250ミリメートル	270,000円
300ミリメートル以上	440,000円
公衆浴場用	440円
共用	300円

付則別表第2

給水管の呼び径	従量料金					
	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分1立方メートルにつき	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分1立方メートルにつき	使用水量30立方メートルを超え100立方メートルまでの分1立方メートルにつき	使用水量100立方メートルを超え200立方メートルまでの分1立方メートルにつき	使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき	使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき
25ミリメートル以下	90円	110円	130円	180円	220円	260円
30ミリメートル及び40ミリメートル	使用水量100立方メートルまでの分1立方メートルにつき			使用水量100立方メートル	使用水量200立方メートル	使用水量1,000立方メートル

メートル	130円	ルを超え200 立方メート ルまでの分 1立方メー トルにつき	ルを超え 1,000立方メ ートルまで の分1立方 メートルに つき	ートルを超 える分1立 方メートル につき	260円
50ミリメート ル及び75ミリ メートル	使用水量1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき			220円	使用水量 1,000立方メ ートルを超 える分1立 方メートル につき
100ミリメート ル以上	使用水量1立方メートルにつき				260円
公衆浴場用及 び共用	使用水量10立方メートルを超える使用水量1立方メートルにつき				75円

付 則（平成6年6月28日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の武蔵野市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条、第26条の2及び第26条の3並びに付則第4項の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く水道使用者の施行日以後の改正後の条例第28条の規定に基づき最初に算定する料金は、使用水量を日々均等に使用したものとして算定する。

（共用扱い料金に関する経過措置）

4 施行日の前日において、この条例による改正前の武蔵野市給水条例第26条の2第3項及び第26条の3第3項の規定の適用を受け、かつ、施行日以後引き続き給水装置を共用して水道を使用する場合の基本料金及び従量料金は、改正後の条例第26条の2及び第26条の3の規定にかかわらず、当分の間、次のとおりとする。

(1) 基本料金 1月あたり、1戸につき 455円

(2) 従量料金 1月あたり、給水装置を共用して水道を使用する戸数に10立方メートルを乗じて得た水量を超える使用水量1立方メートルにつき 100円

(手数料に関する経過措置)

5 第33条の規定は、施行日以後の申し込みから適用し、施行日の前日までの申し込みに係る手数料は、なお従前の例による。

付 則 (平成9年3月24日条例第12号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の武蔵野市給水条例第26条及び第34条第2項の規定は、平成9年6月1日以後に算定する料金について適用し、同日前までに算定する料金については、なお従前の例による。

付 則 (平成10年3月20日条例第13号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月22日条例第35号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年12月5日条例第63号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成14年3月19日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月18日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第1号、第36条の2第1項、第39条及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に貯水槽水道を設置している者に対する改正後の第40条第1項の規定

の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成15年6月30日までに」とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に管理者が定めるところによりされている受水タンク等の設置等に係る届出は、改正後の第40条第1項又は第2項による届出とみなす。

付 則（平成20年12月22日条例第55号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月25日条例第34号）

改正

平成25年12月26日条例第38号

令和元年7月1日条例第30号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第26条の3の改正は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第26条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条の3の規定は、第1項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、一部施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、一部施行日前から一部施行日以後に引き続く水道使用者の一部施行日以後第28条の規定に基づき最初に算定する水道料金は、使用水量を日々均等に使用したものとして算定する。
- 5 一部施行日から当分の間、第34条第2項の規定の適用については、同項中「その者の給水管の呼び径が30ミリメートル以上であるものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を」とあるのは、「その者の給水管の呼び径が25ミリメートル以下であるものにあつては基本料金と1月当たり使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を、その者の給水管の呼び径が30ミリメートル以上であるものにあつては基本料金と1月当たり使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を、」とする。

付 則（平成25年12月26日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条及び第34条第2項並びに付則第4項の規定は、平成26年6月1日以後に算定する水道料金のうち同年5月15日（以下「基準日」という。）後の使用に係るものから適用し、同年6月1日前に算定する水道料金又は同日以後に算定する水道料金のうち基準日以前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続く水道使用者の基準日以後改正後の条例第28条の規定に基づき最初に算定する水道料金は、使用水量を日々均等に使用したものとして算定する。

(武蔵野市給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例（平成21年12月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和元年7月1日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条及び第34条第2項並びに付則第4項の規定は、令和元年12月分以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年11月分以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、令和元年11月において同年10月の定例日（水道料金の算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に相当する日（以下「11月応当日」という。）以前から11月応当日後に引き続く水道使用者の11月応当日後、改正後の条例第28条の規定に基づき最初に算定する水道料金は、使用水量を日々均等に使用したものとして算定する。

(武蔵野市給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 武蔵野市給水条例の一部を改正する条例（平成21年12月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則（令和元年9月25日条例第46号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。